

議案第 2 号

君津市民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 8 月 2 9 日 提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

君津市民文化ホールの使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入するため、君津市民文化ホールの設置及び管理に関する条例（平成 2 年君津市条例第 3 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市民文化ホールの設置及び管理に関する条例（平成2年君津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「使用料の徴収等」を「使用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改める。

第10条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条中「別表第1から第3までに定める使用料を納付しなければならない」を「指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない」に改め、同条に次の2項を加える。

2 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第11条を次のように改める。

（利用料金の減免）

第11条 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第12条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「納付された使用料」を「支払われた利用料金」に改め、同条第3号中「市長が相当」を「指定管理者が特別」に改める。

別表第1中「第10条」を「第10条第2項」に、「ホール使用料」を「ホール利用料金」に、

「

使用料			
基本使用料	割増使用料		
	入場料徴収の場合		
	1,000 円未満	1,000 円以上 3,000 円未満	3,000 円以上

を

」

「

利用料金			
基本利用料 金	割増利用料金		
	入場料徴収の場合		
	1,000 円未満	1,000 円以上 3,000 円未満	3,000 円以上

に改め、同表備考1中

」

「（昭和23年法律第178号）」を削り、同表備考2中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考3を次のように改める。

3 利用料金の額は、基本利用料金に割増利用料金及び超過利用料金を加算した額とする。

別表第1備考4から備考6までの規定中「割増使用料」を「割増利用料金」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表備考7中「超過使用料を徴収する」を「超過利用料金を収受する」に、「基本使用料＋割増使用料」を「基本利用料金＋割増利用料金」に、「超過使用料」を「超過利用料金」に、「徴収しないものとする」を「無料とする」に改め、同表備考8中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第2中「第10条」を「第10条第2項」に、「リハーサル室・会議室等使用料」

を「リハーサル室・会議室等利用料金」に、

使用料
基本使用料

「

利用料金
基本利用料金

に改め、同表備考1を次のように改める。

」

- 1 利用料金の額は、基本利用料金に割増利用料金及び超過利用料金を加算した額とする。

別表第2備考2及び備考3中「割増使用料」を「割増利用料金」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表備考4中「超過使用料を徴収する」を「超過利用料金を収受する」に、「基本使用料＋割増使用料」を「基本利用料金＋割増利用料金」に、「＝超過使用料」を「＝超過利用料金」に、「時間帯間」を「時間帯」に、「使用時間帯の超過使用料は、徴収しないものとする」を「使用時間帯間の超過利用料金は、無料とする」に改め、同表備考5中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第3中「第10条」を「第10条第2項」に、「附属設備使用料」を「附属設備利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

君津市民文化ホールの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 文化ホールの<u>使用に係る料金</u>（以下「<u>利用料金</u>」という。）に関する業務</p> <p>(3) ～(5) 省略</p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p>第10条 前条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、<u>指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない</u>。</p> <p>2 <u>利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p>3 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p>第11条 <u>指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(利用料金の還付)</u></p> <p>第12条 既に<u>支払われた利用料金</u>は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) ～(2) 省略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>指定管理者が特別の理由があると認めるとき。</u></p> <p>別表第1 (<u>第10条第2項</u>)</p>	<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 文化ホールの<u>使用料の徴収等</u>に関する業務</p> <p>(3) ～(5) 省略</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第10条 前条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、<u>別表第1から第3までに定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第11条 <u>市長は、公益上特に必要があると認める場合に限り、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p>第12条 既に<u>納付された使用料</u>は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) ～(2) 省略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市長が相当</u>の理由があると認めるとき。</p> <p>別表第1 (<u>第10条</u>)</p>

### ホール利用料金

区分			利用料金		
			基本利用料金	割増利用料金	
施設	使用日	時間		入場料徴収の場合	
省略					

#### 備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律\_\_\_\_\_に規定する休日という。
- 大ホール及び中ホールの利用料金は、楽屋及び主催者控室の指定使用分を含むものとする。
- 利用料金の額は、基本利用料金に割増利用料金及び超過利用料金を加算した額とする。
- 本市の住民でない者又は本市内に本社、支社、営業所等がない団体等の割増利用料金については、使用区分、時間に応じて基本利用料金の5割とする。
- 使用者が商業宣伝、営業又はこれに類する目的をもって使用する場で、入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合の割増利用料金は、使用区分、時間に応じて基本利用料金の10割とする。
- 冷房又は暖房の割増利用料金は、基本利用料金の4割とする。
- 超過使用時間については、次の算式に基づき算定した超過利用料金を収受する。ただし、超過時間の端数が30分未満のと

### ホール使用料

区分			使用料		
			基本使用料	割増使用料	
施設	使用日	時間		入場料徴収の場合	
省略					

#### 備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日という。
- 大ホール及び中ホールの使用料は、楽屋及び主催者控室の指定使用分を含むものとする。
- 使用料の額は、基本使用料に割増使用料及び超過使用料を加算した額とする。
- 本市の住民でない者又は本市内に本社、支社、営業所等がない団体等の割増使用料については、使用区分、時間に応じて基本使用料の5割とする。
- 使用者が商業宣伝、営業又はこれに類する目的をもって使用する場で、入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合の割増使用料は、使用区分、時間に応じて基本使用料の10割とする。
- 冷房又は暖房の割増使用料は、基本使用料の4割とする。
- 超過使用時間については、次の算式に基づき算定した超過使用料を徴収する。ただし、超過時間の端数が30分未満のと

きはこれを切り捨て、30分以上1時間未満のときはこれを1時間として算定するものとする。

$$\left[ \frac{(\text{基本利用料金} + \text{割増利用料金})}{(\text{貸出時間})} \times 1.3 \right] \times \text{超過時間} = \text{超過利用料金}$$

なお、2以上の時間帯を継続して使用する場合にあっては、当該使用許可を受けている使用時間帯間の超過利用料金は、無料とする。

8 利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2（第10条第2項）

リハーサル室・会議室等利用料金

区分		利用料金
施設	時間	<u>基本利用料金</u>
省略		

備考

- 1 利用料金の額は、基本利用料金に割増利用料金及び超過利用料金を加算した額とする。
- 2 本市の住民でない者又は本市内に本社、支社、営業所等がない団体等の割増利用料金については、使用区分、時間に応じて基本利用料金の5割とする。
- 3 使用者が商業宣伝、営業又はこれに類する目的をもって使用する場で、入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合の割増利用料金は、使用区分、時間に応じて基本利用料金の10割とする。
- 4 超過使用時間については、次の算式に基づき算定した超過利

きはこれを切り捨て、30分以上1時間未満のときはこれを1時間として算定するものとする。

$$\left[ \frac{(\text{基本使用料} + \text{割増使用料})}{(\text{貸出時間})} \times 1.3 \right] \times \text{超過時間} = \text{超過使用料}$$

なお、2以上の時間帯を継続して使用する場合にあっては、当該使用許可を受けている使用時間帯間の超過使用料は、徴収しないものとする。

8 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2（第10条 \_\_\_\_\_）

リハーサル室・会議室等使用料

区分		使用料
施設	時間	<u>基本使用料</u>
省略		

備考

- 1 使用料の額は、基本使用料に割増使用料及び超過使用料を加算した額とする。
- 2 本市の住民でない者又は本市内に本社、支社、営業所等がない団体等の割増使用料については、使用区分、時間に応じて基本使用料の5割とする。
- 3 使用者が商業宣伝、営業又はこれに類する目的をもって使用する場で、入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合の割増使用料は、使用区分、時間に応じて基本使用料の10割とする。
- 4 超過使用時間については、次の算式に基づき算定した超過使

用料金を収受する。ただし、超過時間の端数が30分未満のときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満のときはこれを1時間として算定するものとする。

$$\left[ \frac{\text{基本利用料金} + \text{割増利用料金}}{\text{貸出時間}} \times 1.3 \right] \times \text{超過時間} = \text{超過利用料金}$$

なお、2以上の時間帯を継続して使用する場合には、当該使用許可を受けている使用時間帯間の超過利用料金は、無料とする。

- 5 利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第3（第10条第2項）

区分	金額
<u>附属設備利用料金</u>	規則で定める額

用料を徴収する。ただし、超過時間の端数が30分未満のときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満のときはこれを1時間として算定するものとする。

$$\left[ \frac{\text{基本使用料} + \text{割増使用料}}{\text{貸出時間}} \times 1.3 \right] \times \text{超過時間} = \text{超過使用料}$$

なお、2以上の時間帯間を継続して使用する場合には、当該使用許可を受けている使用時間帯の超過使用料は、徴収しないものとする。

- 5 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第3（第10条）

区分	金額
<u>附属設備使用料</u>	規則で定める額